

## 仕様書

1 件名 港区震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日

3 履行場所 芝浦港南地区総合支所区域内

### 4 目的

震災復興まちづくり模擬訓練は、いざというときの被災市街地の「地域協働復興」を進めるためのものであり、過去の震災(主に阪神大震災)の経験から出た教訓と言われます。

被災市街地の復興を進めるにあたっては「地域協働復興」の手法により進めることが、重要とされています。

区は、全域でこの「地域協働復興」による復興を検討する必要があることから、平成29年度から地域特性に合わせて、港区震災復興まちづくり模擬訓練を実施しています。

今年度は、芝浦港南地区総合支所の区域内でその地域特性に合わせて本訓練を実施するため、その支援を行うことを目的としています。

### 5 訓練概要

#### (1) 訓練内容

震災復興まちづくり模擬訓練

#### (2) 対象地域

港区芝浦港南地区総合支所区域内(港区芝浦1～4丁目を想定)

#### (3) 開催回数

全3回を想定

#### (4) 開催期間

令和6年9月から令和7年3月(予定)

#### (5) 開催時間

各回約2時間から3時間(予定)

#### (6) 訓練参加者

港区芝浦港南地区総合支所区域内の住民等

#### (7) 参加人数

約25～30名程度(7、8名×4班程度)(参加者は各回同じ)

### 6 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるための方法や体

制、スケジュール等を検討し、速やかに業務実施計画を作成する。

## (2) 訓練の企画

ア 全3回の訓練について、講義、まち歩き等を含んだ訓練内容の企画検討を行い、発注者の確認を得た上で、訓練企画書、訓練実施要領及び訓練当日の進行シナリオ等の作成を行う。

イ 訓練の企画検討に当たっては、阪神淡路大震災及び東日本大震災時の復興事例を基に、受注者のこれまでの都市復興に係る経験及び事前都市復興に関する専門的見地から行うこと。

また、区や東京都が発行した以下のパンフレット、資料、マニュアル等を参考にその活用も含め訓練の検討を行うこと。なお、訓練で活用する場合は必要な部数を発注者で用意する。

- ・「港区震災復興マニュアル」
- ・「港区地域防災計画」
- ・「港区防災街づくり整備指針」
- ・「港区ハザードマップ(津波、液状化、浸水、揺れやすさ)」
- ・「港区マンション震災対策ハンドブック」
- ・「高層住宅に防災資器材を助成します」
- ・「港区防災地図」
- ・「港区芝浦港南地区防災マップ」
- ・「大震災からのまちの復興」
- ・「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(東京都防災会議)」
- ・「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」

ウ 訓練は基本的にワークショップ形式とし、各グループ7、8名程度で4グループ程度を想定した訓練内容とすること。

エ 受注者と発注者との打ち合わせ回数は全部で5回から6回程度を想定しているが、その他必要に応じて発注者と協議の上実施すること。

## (3) 訓練資料の作成及び資機材の準備

ア 全3回の訓練内容に対して、必要に応じ講義内容に関する資料やパワーポイント等によるスライド、まち歩き時の記入シート、復興まちづくり模擬訓練時に使用する地区の被害想定図(必要あれば)、訓練シナリオ、状況付与計画等、講義及び訓練の進行に必要な資料を作成し、参加人数分の必要書類を準備する。

イ 講義及び訓練で使用するパソコン、プロジェクター、スクリーン等については受注者が用意すること。

ウ 訓練実施場所である会議室等は各回とも発注者が用意する。

## (4) 訓練開催案内状の作成

訓練参加者向けに、講義内容や訓練概要等を記した訓練開催案内状の作成支援を行う。

## (5) 訓練当日における進行管理

ア 訓練は全3回で、基本的にワークショップ形式とし、各グループ7、8名程度で4グループ程

度を想定するものとし、全体進行役1ポストに加え、各グループにファシリテーター1ポストとするため、受注者はポスト数に応じて人員を配置すること。

イ 訓練の進行に関しては、事前に受注者内部及び必要に応じて発注者の担当職員との調整を行い、全体の進行や各グループの進行に遅れやずれが生じないように工夫すること。

#### (6) 訓練記録・訓練アンケートの作成及び集計・分析

講義内容や訓練内容に関するアンケートを作成し、各回、訓練実施の記録及び参加者の意見整理を行う。また、今後の震災復興まちづくり模擬訓練の参考とするための集計・分析を行う。

#### (7) 訓練後の評価

今後の震災復興まちづくり模擬訓練の参考とするため、参加者アンケート結果と合わせて全3回を通しての訓練の評価をとりまとめることとし、訓練の評価では訓練の改善点、今後の取り組みについてまとめること。また、訓練対象地域に対して、訓練後、取り組むべき事項などを提供するため、わかりやすいまとめを用意すること。なお、そのまとめは復興かわら版などによる周知を想定している。

#### (8) 地域への周知等について

ア 本訓練の参加者の募集については、町会等への依頼、港区ホームページ等による公募、発注者ホームページによる公募、公共施設等への配布を想定している。その公募用チラシ(A4 たて型、フルカラー、両面印刷)等を作成し、印刷物については印刷も行うこと(想定枚数150枚)。

イ 訓練対象地域内の区の掲示板に「訓練実施のお知らせ」を掲示するためのポスター(A3 たて型・再生紙 40枚程度)を作成すること。作成内容はポスティングのチラシと同じとする。なお、掲示は発注者で行う。

ウ 各回の訓練後、受注者は訓練参加者に「復興訓練かわら版(A4 1~2枚程度)」を作成し、郵送すること(訓練参加者の宛名記載は発注者で行う)。また、公共施設(主に芝浦港南地区総合支所の窓口)で配布するための枚数も用意すること(想定枚数各回150枚)

エ 「復興訓練かわら版」は港区の区設掲示板及びホームページで公開する。掲示板用ポスター(A4 たて型・再生紙40枚程度)を作成すること。内容はウと同様とするが、A3 たて型ポスターの形となるよう作成すること。なお、掲示は発注者が行う。

## 7 成果品

成果品については、図表、イラスト、写真などを活用したカラー版とする。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書(A4版 80 頁程度) | 3部 |
| (3) 上記の電子データ          | 一式 |

## 8 個人情報保護

- (1)受注者は、予定技術者その他本件委託業務に係る者に対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (2)受注者は、個人情報の保管責任者を設置し、知り得た個人情報の秘密保持について、誓約書を提出すること。
- (3)受注者は、業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らすことを禁止する。また、業務終了後、保管している個人情報については破砕した上で、破棄すること。
- (4)本業務で使用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及び、ファイヤーウォールを導入していること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトの導入を禁止する。
- (5)本業務では、個人所有パソコンの使用は禁止する。

## 9 著作権の帰属

本業務に係る成果物の著作権は、港区に帰属するものとする。ただし、写真や地図等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続きを受注者が行うこととする。使用权を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。

## 10 受注者の責務

- (1)受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2)受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3)関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4)業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5)受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (6)受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。
- (7)受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (8)受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (9)受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10)受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止

に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

- (6)受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。

## 11 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。

- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 12 支払方法

委託料の支払いは、業務の履行を確認後、受注者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

## 13 その他

- (1)本業務で収集した情報等を、本業務の目的以外に使用することを禁止する。  
(2)受注者は、業務の進捗状況に応じて、区に状況報告すること。  
(3)受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは速やかに区担当者と協議すること。

## 14 連絡先

港区芝浦港南地区総合支所まちづくり課 電話 03-6400-0032

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をして

はならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名

簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。